

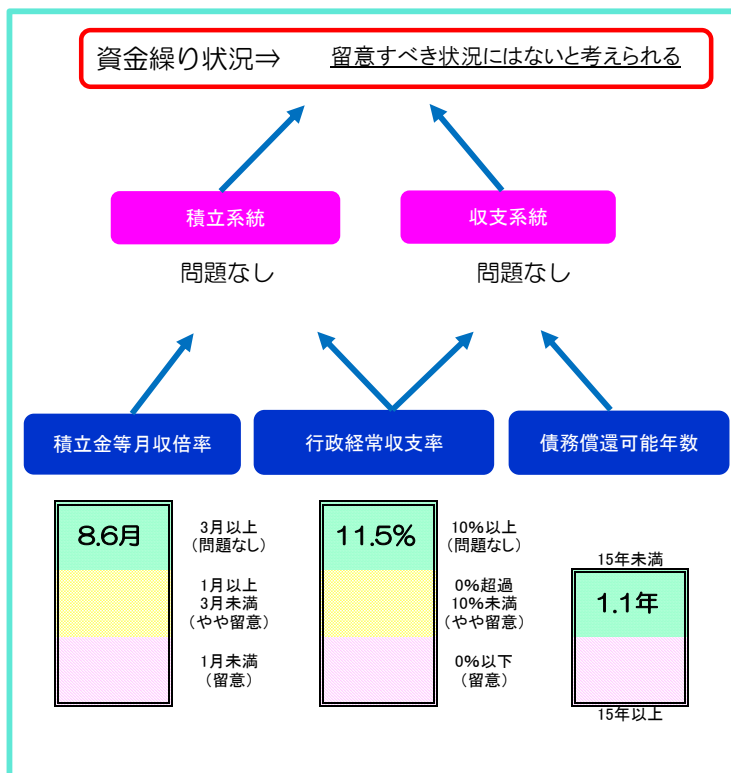
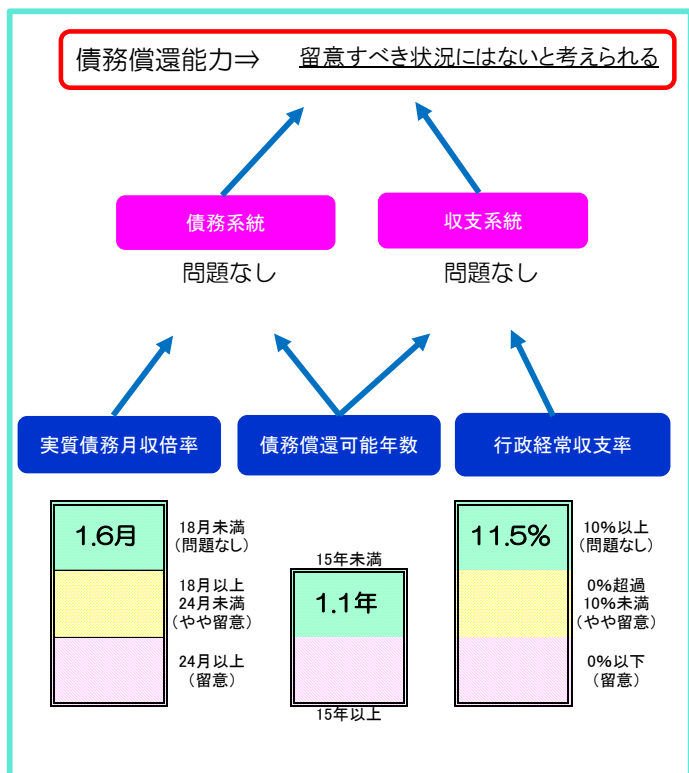
補足資料一覧

	資料名
1	【資料1】財務状況把握の結果概要（要約版）
2	【資料2】レーダーチャート（全国・鳥取県内・類似団体の各平均値との比較、令和3年度版）
3	【資料3】補足説明
4	【資料4】4つの財務指標のイメージ（個人のおサイフに例えてみました）

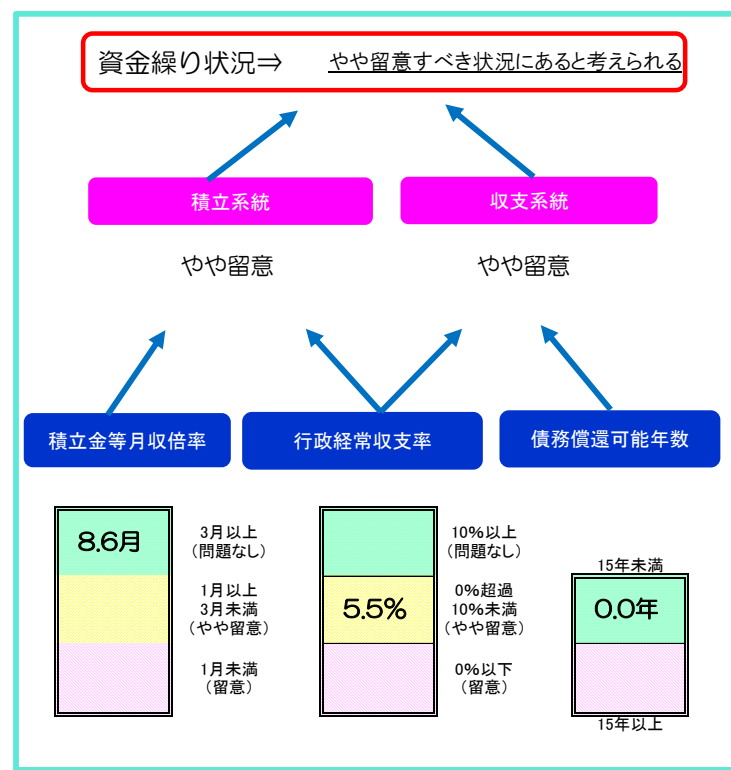
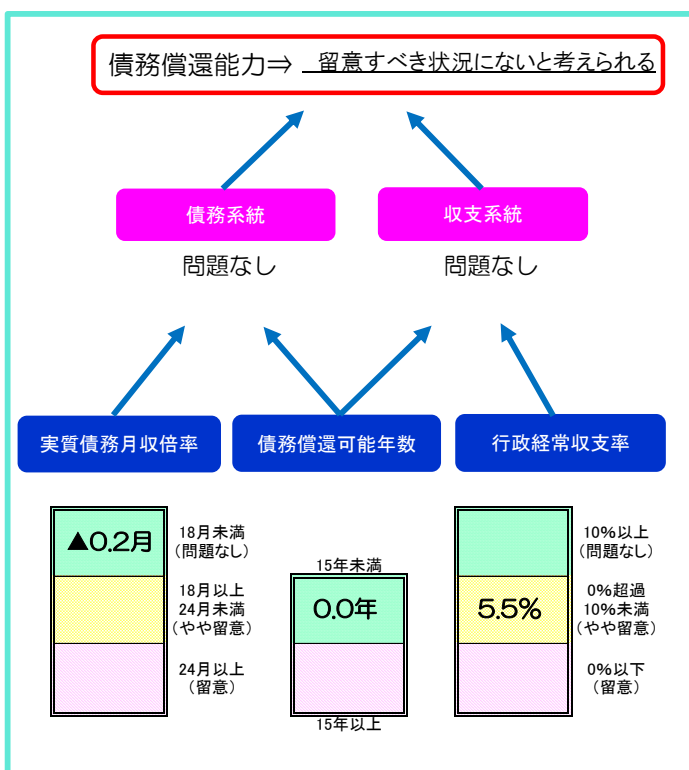
財務状況把握の結果概要（要約版①）

団体名：大山町

令和4年度 【診断年度】



令和9年度 【将来見通し(計画最終年度)】



財務状況把握の結果概要（要約版②）

団体名：大山町

診断年度：令和4年度

診断年度の財務指標

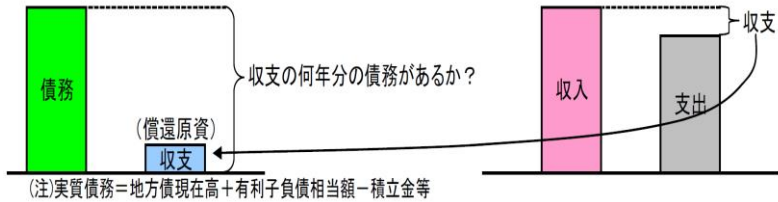
債務償還可能年数（単位：年）

算式

実質債務／行政経常収支
家計に例えると・・・ローンを返済するのに何年かかるか

意義

1年間で生み出される償還原資の何倍の債務を抱えているかを見る



大山町の債務償還可能年数⇒

1.1年

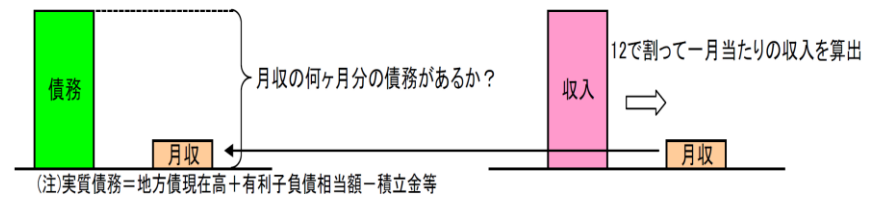
実質債務月収倍率（単位：月）

算式

実質債務／(行政経常収入／12)
家計に例えると・・・ローンが給与の何倍か

意義

一月当たり収入の何ヶ月分の債務があるかを見る



大山町の実質債務月収倍率⇒

1.6月

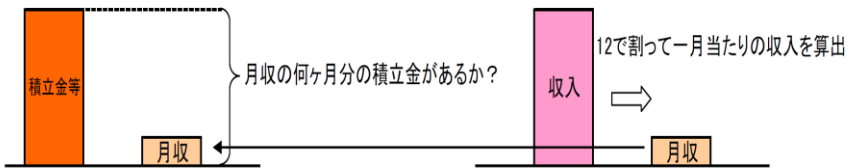
積立金等月収倍率（単位：月）

算式

積立金等／(行政経常収入／12)
家計に例えると・・・預貯金が給与の何倍か

意義

一月当たり収入の何ヶ月分の積立金があるかを見る



大山町の積立金等月収倍率⇒

8.6月

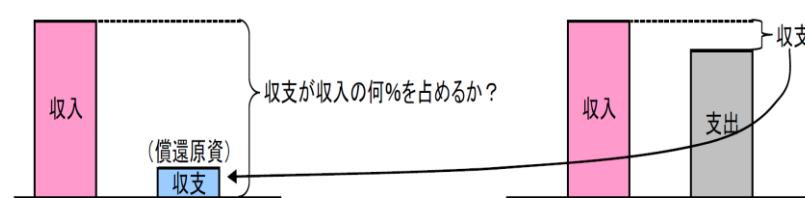
行政経常収支率（単位：％）

算式

行政経常収支／行政経常収入
家計に例えると・・・ローンの返済に回せるお金はどのくらいか

意義

収入からどの程度の償還原資を生み出しているかを見る



大山町の行政経常収支率⇒

11.5%

診断基準

問題なし
(15年未満)

留意
(15年以上)

診断基準

問題なし
(18月未満)

やや留意
(18～24月)

留意
(24月以上)

診断基準

問題なし
(3月以上)

やや留意
(3～1月)

留意
(1月未満)

診断基準

問題なし
(10%以上)

やや留意
(10～0%)

留意
(0%以下)

(ご参考)

大山町

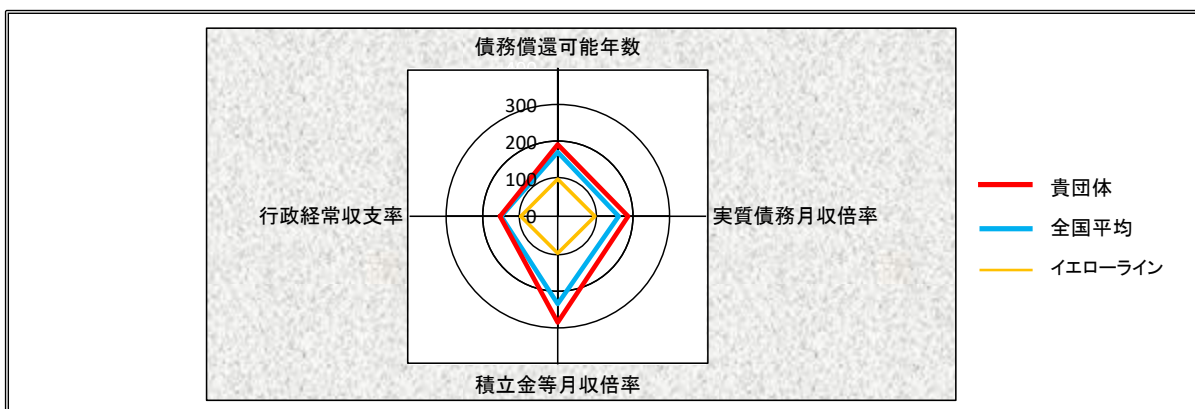
全国・鳥取県内・類似団体の各平均値との比較

■財務指標(令和3年度)

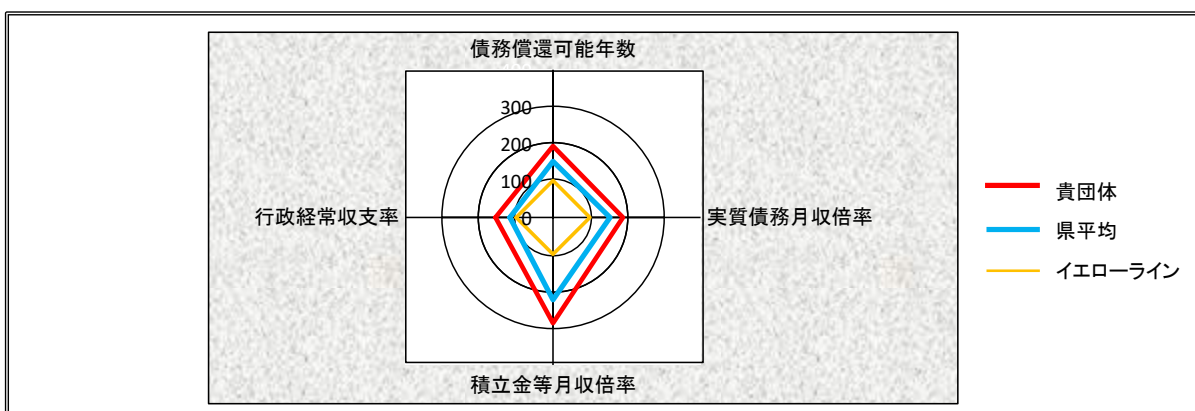
	債務償還可能年数 (年)	実質債務月収倍率 (月)	積立金等月収倍率 (月)	行政経常収支率 (%)
大山町	1.0	1.9	8.6	15.6
全国平均	4.1	6.5	7.1	15.3
鳥取県平均	7.2	8.2	6.7	11.7
類似団体平均(町村IV-0)	2.4	4.9	8.0	17.5
イエローライン	15.0	18.0	3.0	10.0

・各平均値との比較は、イエローライン(当局の診断基準)の基準値を100とみなして比較している。
 ・全国、鳥取県内、類似団体の各平均値の算出において、決算値に対する補正は未考慮。

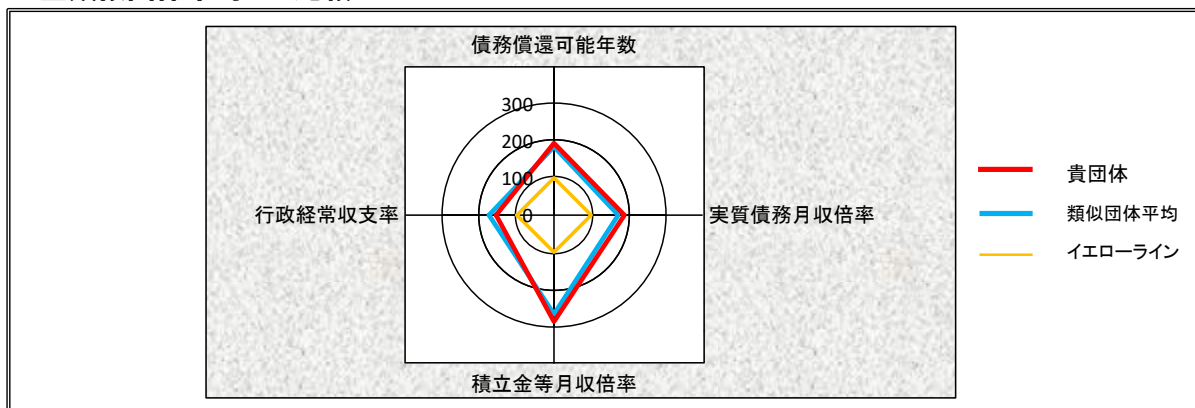
■全国平均との比較



■鳥取県平均との比較



■類似団体平均との比較



指標名	指標の意味(家計に例えると)	イエローライン
債務償還可能年数	ローンを何年で完済できるか	15年
実質債務月収倍率	債務保証等の分を含めて、ローンは月収の何倍か	18ヶ月
積立金等月収倍率	預貯金がどれくらいあるか	3ヶ月
行政経常収支率	年収のうち、借金の支払可能額はどれくらいか	10%

1．地方公共団体の財務状況把握

財務状況把握は、財政融資資金の貸し手として、償還確実性を確認する観点から、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するものです。

2．債務償還能力

債務償還能力については、実質債務が大きくても償還原資が充実していれば、債務償還能力には問題がない、あるいは、償還原資が小さくても実質債務が小さければ、債務償還能力には問題がないと考えられます。

よって、債務償還能力は、債務償還可能年数と、この債務償還可能年数を分解した実質債務月収倍率及び行政経常収支率とを利用して把握します。

注：実質債務とは

実質債務とは、地方債現在高に有利子負債相当額を加算し、積立金等を控除したものです。

また、有利子負債相当額は、翌年度繰上充用金に健全化判断比率及び資金不足比率等に関する算定様式上の債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額、公営企業会計等の資金不足額、土地開発公社に係る普通会計の負担見込額及び第三セクター等に係る普通会計の負担見込額を加算したものです。

3．資金繰り状況

資金繰り状況については、積立が少なくても行政経常収支の黒字が多ければ資金繰りは問題がない、あるいは、行政経常収支の黒字が少ない場合でも積立が潤沢であれば資金繰りは問題ないと考えられます。

よって、資金繰りリスクは、行政経常収支率と積立金等月収倍率を利用して把握します。

4．行政キャッシュフロー計算書

財務状況把握では、債務償還能力及び資金繰り状況を把握するため、現金の流れを捉える行政キャッシュフロー計算書を作成しています。

行政キャッシュフロー計算は、決算統計等のデータに基づき地方公共団体の一会計年度における収入・支出を「行政活動」、「投資活動」、「財務活動」の区分ごとに表示したものであり、債務償還可能年数や実質債務月収倍率、行政経常収支率など企業会計の財務分析手法を応用した指標が容易に算定できるメリットがあります。

なお、当該財務指標は決算統計等に基づく行政キャッシュフロー計算書を利用して統一的手法により算定されることから、ヒアリングを踏まえて、行政キャッシュフロー計算書の科目を実態に合わせて補正することがあります。

決算統計と行政キャッシュフロー計算書の関係は、「別表」のとおりです。

5. 行政キャッシュフロー計算書を利用して算定する財務指標

債務償還可能年数

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標であり、債務が償還原資となる行政経常収支（キャッシュフロー）の何年分あるのかを示したものです。

また、債務償還可能年数が短いほど債務償還能力は高く、債務償還可能年数が長いほど債務償還能力が低いといえます。

（参考1）債務償還可能年数の算式

$$\begin{aligned} \text{債務償還可能年数} &= \text{実質債務} / \text{行政経常収支} \\ &= (\text{実質債務月収倍率} / 12) / \text{行政経常収支率} \end{aligned}$$

（参考2）実質債務

$$\text{実質債務} = \text{地方債現在高} + \text{有利子負債相当額}^1 - \text{積立金等}^2$$

1 有利子負債相当額 = 翌年度繰上充用金 + 債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額 + 公営企業会計等の資金不足額 + 土地開発公社に係る普通会計の負担見込額 + 第三セクター等に係る普通会計の負担見込額

2 積立金等 = 現金預金（歳計現金 + 財政調整基金 + 減債基金） + その他特定目的基金

実質債務月収倍率

実質債務月収倍率は、実質債務の大きさを表す指標であり、実質債務が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）に相当するかを示したものです。

また、実質債務月収倍率が高いほど、行政経常収入に比べた実質債務が大きいといえます。

なお、実質債務は、地方債現在高に、有利子負債相当額（将来、普通会計が負担することが確実、あるいは、その蓋然性が高いことから実質的に有利子負債とみなされるもの）を加算し、積立金等を控除したものです。

（参考）実質債務月収倍率の算式

$$\text{実質債務月収倍率} = \text{実質債務} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

積立金等月収倍率

積立金等月収倍率は、現金預金等の積立金等が行政経常収入の一月分の何倍（何ヶ月分）あるかを表す指標であり、資金繰りに係るリスクに備えどれだけの厚みをもって資金が積み立てられているかという耐久余力を示したものです。

（参考）積立金等月収倍率の算式

$$\text{積立金等月収倍率} = \text{積立金等} / (\text{行政経常収入} / 12)$$

行政経常収支率

行政経常収支率は、行政経常収入に対する行政経常収支の割合です。

具体的には、行政経常収入からどの程度の償還原資を生み出しているかという

償還原資の獲得能力や、経常的な収入で経常的な支出を賄えているかという経常的な資金繰り状況を示したものです。

(参考) 行政経常収支率の算式

$$\text{行政経常収支率} = \text{行政経常収支} / \text{行政経常収入}$$

6. 財務指標の基準について

財務状況把握では、財務上の問題を把握するために、前述の財務指標を、統計的手法を用いて類型化しています。

具体的には、各系統に属する指標（債務系統 実質債務月収倍率、積立系統 積立金等月収倍率、収支系統 行政経常収支率）毎に、標準偏差 1.0（シグマ）を超える指標値（概ね下位 15%）を“著しく乖離している”、標準偏差 0.5 を超える指標値（概ね下位 30%）を“乖離している”とし、その過去 5 年間の単純平均に端数処理を施した上で基準値を設定しています。

ただし、行政経常収支率における“著しく乖離している”場合は、標準偏差にかかわらず「0%以下」と定義しています。行政経常収支率が0%以下になるとは償還原資がないことを意味し、1%と0%では単なる1%の差以上の意味合いがあるからです。

基準はこのように相対基準であるため、基準に該当したことをもって、必ずしも常に財務上の問題があるとは言えず、また、該当しなかったことをもって財務上の問題が全くないことを表しているものではないことに留意する必要があります。

なお、系統ごとの基準値の考え方は、以下のとおりです。

系 統	問 題	定 義
債務系統	債務高水準	実質債務月収倍率 24.0 月以上 実質債務月収倍率 18.0 月以上 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上
積立系統	積立低水準	積立金等月収倍率 1.0 月未満 積立金等月収倍率 3.0 月未満 かつ行政経常収支率 10.0% 未満
収支系統	収支低水準	行政経常収支率 0.0% 以下 行政経常収支率 10.0% 未満 かつ債務償還可能年数 15.0 年以上

7. 類似団体平均値

類似団体平均値は、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した類似団体について、各所属団体の計数を単純平均したものです。

4つの財務指標のイメージ

(個人のおサイフに例えてみました。)

<p>じっつさいむげっしゅうばいりつ 実質債務月収倍率</p>	<p>実質的な借金（自身の借入 + 親族・知人等借入の保証 - 自身の預貯金等）を月収すべて（生活費ゼロで、飲まず食わず）返済に充てた場合、返済に何ヶ月かかるかを示しています。</p> $\frac{\text{自身の借入（ローン、クレジット等）} + \text{親、兄弟等、他の借入の保証} - \text{預貯金等}}{\text{年収（ただし臨時的な収入は除きます）} / 12\text{ヶ月}}$
<p>さいむしょうかんかのうねんすう 債務償還可能年数</p>	<p>実質的な借金（自身の借入 + 親族・知人等借入の保証 - 自身の預貯金等）を年収から生活費を除いた残額で返済する場合、何年かかるかを示しています。</p> $\frac{\text{自身の借入（ローン、クレジット等）} + \text{親、兄弟等、他の借入の保証} - \text{預貯金等}}{\text{年収（ただし臨時的な収入は除きます）} - \text{生活費}}$
<p>つみたてきんとうげっしゅうばいりつ 積立金等月収倍率</p>	<p>月収の額で何ヶ月分の蓄え（預貯金等）があるかを示しています。 即ち、突然収入が入らなくなった時に、何ヶ月生活できるかを示していることとなります。</p> $\frac{\text{預貯金等}}{\text{年収（ただし臨時的な収入は除きます）} / 12\text{ヶ月}}$
<p>ぎょうせいけいじょうしゅうしりつ 行政経常収支率</p>	<p>年収に対する余裕資金の割合を示しています。 即ち、自身の借入などの返済や預貯金に回せるお金はどのくらいかを示していることとなります。</p> $\frac{\text{年収（ただし臨時的な収入は除きます）} - \text{生活費}}{\text{年収（ただし臨時的な収入は除きます）}}$